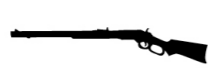


お知らせ info 狩猟免許取得費用の一部を補助します！



町では、野生鳥獣による農作物被害防止および町民の生活環境を保全するため、新たに狩猟免許を取得した方に対して、費用の一部を補助します。

▶対象

- ①町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した方
- ②町が実施する野生鳥獣駆除事業(委託事業を含む)に従事する意思のある方

▶補助対象免許

- わな猟免許 ○第一種銃猟免許 ○第二種銃猟免許

▶補助対象費用

- ①狩猟免許講習教材費 ②狩猟免許申請手数料
- ③狩猟免許申請に係る診断書費用 ④申請用写真代

※狩猟免許の再取得、更新は補助対象外です。

▶補助率

免許取得に要した費用の2分の1以内(上限6,000円)

▶申請手続き

狩猟免許の取得後、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に記入のうえ、農林課へ申請してください。添付書類等の詳細はお問い合わせください。免許取得後は、地元猟友会への加入をお願いします。

※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎農林課(☎581・2121内線402)

お知らせ info 森林の整備を実施します！

町では放置された里山・平地林を再生し、景観や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため「里山・平地林再生事業」を実施しています。この事業は、森林の所有者からの相談を受けて、町が森林整備を実施するもので、所有者は自己負担なく森林を整備できます。施工例は町公式ホームページに掲載していますので、竹の侵入や笹の繁茂などでお悩みの方は、ぜひご利用ください。まずは、次の実施要件を確認のうえ、農林課へご相談ください。

▶実施要件

- 自己が所有または管理を委託された土地で、現況地目が山林等であること
- 事業実施後、5年間の維持管理(自己負担)を行うこと(町と協定締結)
- 協定期間中は山林以外への転用を行わないこと
- 1カ所当たりの森林面積がおおむね0.3ヘクタール以上(複数人の合計でも可)など

▶相談期限 / 5月31日(金)

☎農林課(☎581・2121内線403)



お知らせ info 通学路ブロック塀撤去補助制度をご活用ください！

町では、塀の倒壊による被害を防止するため、通学路に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します。事前に都市計画課でご相談のうえ、工事着手前に同課へ申請してください。

▶対象

撤去の対象となるブロック塀等がある土地を所有または管理しており、町税の滞納がない方

▶撤去の対象となるブロック塀等

次の①～③の要件をすべて満たすもの

- ①ブロック、レンガ、石材等による塀
- ②塀の高さが塀の厚さの3分の20を超えるもの
- ③通学路に面するもの

▶対象となる工事

町内に事業所がある事業者が行うブロック塀等の撤去工事で、塀の一部を撤去して高さを厚さの3分の20以下にする工事、または基礎を含めた全部を撤去する工事

※公共工事または開発行為によるものは対象外です。

▶補助金額

撤去工事に要した費用の3分の2(千円未満は切り捨て)、上限20万円

※補助金の交付は同一敷地内につき1回限り

※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎都市計画課(☎581・2121内線241)

お知らせ info 電気柵等の購入費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。

▶対象

- ①町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する方
- ②町内に住所を有し、町内の農地等を適正管理し、野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等

▶補助対象費用

- ①電気柵や防護柵の購入費用
- ②野生鳥獣が近づきにくい環境づくりに要する費用(燃料代、機器購入費、消耗品代等)

▶補助率

事業に要する費用の2分の1以内(上限3万円、100円未満切り捨て)

▶申請手続き

事業を実施する前に、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に記入のうえ、農林課へ申請してください。添付書類等の詳細はお問い合わせください。

※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎農林課(☎581・2121内線402)

お知らせ info 移住・定住支援制度をご活用ください！

町では、移住・定住を促進するため、新たに町内に転入する方々に対し、新築住宅取得や新婚世帯への家賃補助を行っています。転入を検討している方は、ぜひご利用ください。

☎都市計画課(☎581・2121内線241)

寄居町新婚世帯家賃補助金

▶対象要件

過去に同制度を利用していない方で、次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①夫婦が結婚から2年未満の世帯で夫婦のどちらも40歳以下の方(申請日時点)
- ②転入前に3年以上ほかの市区町村に住んでおり、平成30年4月1日以降に新たに寄居町に転入する方
- ③世帯全員に町税の滞納がない方
- ④『生活保護法』または当該補助金と重複するほかの公的給付を受けていない方
- ⑤家賃の滞納がない方

※転入後6カ月以内に申請してください。

※詳細はお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

▶補助金額 (最長24カ月を限度に交付)

1万円/月

▶加算措置

※中心市街地内(寄居駅南口周辺)で住宅を賃貸借する場合

5,000円/月

▶申し込み

次の書類を持参し、都市計画課へ申請してください。

- ①世帯全員の住民票の写し ②申請者の戸籍謄本等
- ③賃貸借契約書の写し ④戸籍の附票または住民票の除票の写し ⑤住宅手当支給証明書 ⑥家賃内訳証明書 ⑦誓約書

※⑤～⑦のは町の様式

※予算額に達した時点で受付終了となります。



寄居町定住促進補助金

▶対象要件

過去に同制度を利用していない方で、次の①～⑥の要件をすべて満たす方

- ①子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)または40歳未満(平成31年3月31日現在)で平成29年4月1日以降に新たに寄居町に転入する方
- ②転入前に3年以上ほかの市区町村に住んでおり、平成29年4月1日以降に新たに寄居町に転入する方
- ③世帯全員に町税の滞納がない方
- ④平成29年4月1日以降に申請者が居住のために契約した新築住宅であること
- ⑤住宅の敷地面積が150㎡以上であること
- ⑥平成31年度末までに申請者名義で建物(表示・保存)登記が完了し入居できること

▶補助金額

- 子育て世帯の転入者 40万円
- 40歳未満の転入者 30万円

▶地域加算 10万円

※用途地域内(寄居駅・男衾駅周辺)に住宅を取得する方

▶三世帯同居、近居加算 10万円

※親世帯と同居、または親世帯のおおむね1km以内に住居を取得する方
※申請者の配偶者の親世帯は対象になりませんのでご注意ください。

▶申し込み

次の書類を持参し、都市計画課へ申請してください。

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②申請者の戸籍謄本等
- ③工事請負または売買契約書等の写し
- ④戸籍の附票または住民票除票の写し
- ⑤町税の滞納がないことを証明できる書類
- ⑥『建築基準法』第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- ⑦建物の登記事項証明書
- ⑧誓約書
- ⑨親世帯の戸籍謄本等
- ⑩親世帯の住民票の写し
- ⑪親世帯の寄居町における税の滞納がないことを証明できる書類

※⑧は町の様式、⑨～⑪は同居等の場合

※予算額に達した時点で受付終了となります。